

おくやみ ハンドブック

泉佐野市

ご遺族のみなさまへ

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。ご遺族のみなさまにおかれましては、今後さまざまな申請や届出が必要になるかと存じます。泉佐野市では、必要な手続きを少しでもわかりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみハンドブック」を作成しました。お手続きの際のご参考になれば幸いです。

令和8年



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年12月発行

発行：泉佐野市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

不安を解消し、 安心できる 相続を



代表 高井俊明

お坊さん税理士が、
相続をサポートいたします。

急に発生する相続に悩まれる方は多いと思います。
高井俊明税理士事務所ではお客さまの視点に立って、
相続や相続税について、わかりやすくご説明いたします。
「お悩みを解決したい」この一心で、お客さまに寄り添った
業務を行っております。

例えば
こんなお悩み
ありませんか？

提携弁護士・司法書士のご紹介も
可能です。お気軽にお問い合わせ
ください。



相続税の申告が 負担で…

10か月という長いようで短い
期間に慣れない申告を済ませ
るのは、簡単なことではあり
ません。ご負担を軽減できる
よう、専門家である税理士が
サポートいたします。



分割協議書の 作成って？

家族の年齢に着目したうえで、
適切なアドバイスをいたします。
財産の分割協議は勿論、円満
に相続手続きができるように
サポートいたします。



事業承継は何から 始めればいいのか？

事業承継のありかたは一つ
ではありません。お客様の状況
をお聞きし、お客様にとって
最適な選択をしていただける
ようサポートいたします。

高井俊明税理士事務所

近畿税理士会
泉佐野支部所属

お問い合わせは
こちら

☎072-425-8577

受付時間

平日9:00~18:00

〒598-0012 大阪府泉佐野市高松東
1丁目10-37泉佐野センタービル7F

対応エリア

泉佐野市、泉南市、和泉市、貝塚市、
岸和田市を中心に、大阪府全域、和歌山県

ホームページ



※上記地域以外のお客さまでも対応できる場合がございますので、お気軽にご相談ください。

おくやみコーナーが利用できます

おくやみコーナーは、泉佐野市に住民票がある人の死亡に伴い、必要な手続きを
実際に行う人（相続人代表者等）のご負担を軽減することを目的としています。
ただし、おくやみコーナーですべての手続きが完結するものではなく、コーナーでの
聞き取りの後、泉佐野市役所庁舎内の手続先窓口にご案内することもあります。

おくやみコーナーのご利用は原則、「事前予約」が必要です。

予約方法	① 泉佐野市公式LINE おすすめ	② 電話	③ 対面
	LINEアプリから「泉佐野市公式LINE」を友達追加し、「窓口予約」をタップ。「おくやみ」を選択後、予約に進んでください。  ▲詳細はこちら	072-429-9271(直通) 電話受付時間：市役所開庁日 午前8時45分～午後5時15分 (正午～午後0時45分を除く)	おくやみコーナーにお越しいただき、日付の予約のみを受付

※予約を頂いていない場合は、お時間を頂く場合がございますのでご了承ください。

ご予約に際しての注意点

- できるかぎり、亡くなられた人の相続人代表者ご本人が予約のうえご来庁ください。
ご家族の同伴は、相続人代表者様を含め、3名まででお願いします。
- 1日4枠 ①午前9時～午前10時30分 ②午前10時30分～正午
③午後1時～午後2時30分 ④午後2時45分～午後4時15分 となっています。
- 予約希望日の4開庁日前までに事前予約が必要となります。
- 泉佐野市以外の市区町村の窓口で泉佐野市に住民票がある人の死亡届を提出した場合は、泉佐野市が死亡の通知を受けた後の予約になります。
- お電話での予約受付時にお聞きする内容は次のとおりです。(所要時間約10分)
 - ▶ 亡くなられた人の情報 …… 住民票上の住所、生年月日、死亡届提出日など
 - ▶ 手続きに来られる人の情報 …… 住所、氏名、電話、続柄、予約希望日・時間枠など
(ご希望に添えない場合もあることをご理解ください。)
- ご予約をキャンセルする場合は、前日までにおくやみコーナー宛てに電話連絡または、「泉佐野市公式LINE」にてお手続きください。
- 災害や交通遮断の発生などにより、やむを得ずコーナーの業務を休止する場合がありますので、ご了承ください。

ご利用にあたっての留意点

- 手続先窓口で待ち時間が生じる場合や、手続きそのものに時間がかかる場合があります。
- 泉佐野市役所に係わるお手続きのご案内になります。他の機関(年金事務所など)につきましては、各窓口にお問い合わせの上、別途お尋ねください。

各種お手続きに必要な持ち物につきましては、
この冊子の5～14ページにある手続き・持ち物欄をご確認ください。

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしている	手続きは不要です。		☐	市民課	5
	マイナンバーカードおよび通知カードを持っている	手続きは不要です。		☐	市民課	5
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	国保年金課	5
	国民年金のみを受給している	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求		☐	国保年金課	5
健康保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●保険料に関する相続人代表届・精算 ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請		☐	国保年金課	6
	後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療制度の手続き ●保険料に関する相続人代表届・精算 ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請		☐	国保年金課	7
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き ●介護保険被保険者証などの返還 ●保険料に関する相続人代表届・精算 ●振込口座の変更		☐	介護保険課	8
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更		☐	介護保険課	8
税金	市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を納めている	●相続人(現所有者)代表者の指定		☐	税務課	8
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐	税務課	9
	口座振替で納税している	●口座振替の変更または廃止など		☐	税務課	9
原付バイク等	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐	税務課	9
障害	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納		☐	地域共生推進課	10
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当	●死亡届 ●未支払請求		☐	地域共生推進課	10
	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である	特別児童扶養手当 状況によって必要な書類が異なるため、担当窓口にお問い合わせください。		☐	地域共生推進課	10

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障害	重度障害者医療費助成を受給している	●受給資格喪失届 ●振込口座の変更		☐	地域共生推進課	10
高齢福祉	緊急通報装置の貸与を受けている	●緊急通報装置の撤去・返還		☐	地域共生推進課	11
	高齢者介護用品(紙おむつ)の給付を受けている	●給付辞退の届出		☐	地域共生推進課	11
	高齢者世帯の水道料金減免を受けている	●受給資格喪失の届出		☐	地域共生推進課	11
高齢者防犯	特殊詐欺対策機器の貸与を受けている	●特殊詐欺対策機器の撤去・返還 ●名義変更 (65歳以上の同居者が引き続き貸与を希望する場合)		☐	自治振興課	11
子ども	児童手当の支給対象児または受給者である	児童手当支給対象の児童の方 ●受給事由消滅または額改定 児童手当を受給している方 ●受給事由消滅および未支払請求認定請求		☐	子育て支援課	12
	児童扶養手当の支給対象児または受給者である	児童扶養手当支給対象の児童の方 ●資格喪失または額改定 児童扶養手当を受給している方 ●未支払請求		☐	子育て支援課	12
	こども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成を受給している児童または保護者である	受給している方 ●資格喪失届 受給している方の保護者 ●健康保険の変更		☐	子育て支援課	12
学校	泉佐野市の公立小学校・公立中学校に在籍している児童・生徒の保護者である	●保護者の変更		☐	学校教育課	13
上下水道	上水道	●水道の閉栓・名義変更		☐	経営総務課	13
市営住宅	市営住宅に入居している	住宅を返還する場合 ●市営住宅返還届など 住宅の名義を変更する場合 ●市営住宅名義変更承認申請書など 同居している方が亡くなられた場合 ●同居者異動届など		☐	建築住宅課	13
ごみ	ごみの処理(持込)が必要である	●一般廃棄物搬入証明書		☐	環境衛生課	13
墓地	市営墓地の使用者である	●墓地の承継等の届出		☐	環境衛生課	14
飼い犬	犬を飼っている	●所有者の変更届		☐	健康推進課	14
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		☐	農林水産課	14
農地	農地を相続された	●農地の権利(所有権・小作権など)を取得したときの届出		☐	農業委員会事務局	14

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求など		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	相続手続き		☐	各金融機関
	株式等	名義変更		☐	各証券会社
	遺言書	検認・開封		☐	遺言者の最終の住所地を管轄する家庭裁判所 大阪家庭裁判所岸和田支部 〒596-0042 岸和田市加守町4丁目27番2号 TEL 072-441-6803
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル TEL 0120-151515 有料ダイヤル TEL 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	泉佐野警察署 〒598-0007 泉佐野市上町2丁目1番1号 TEL 072-464-1234
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大阪法務局岸和田支局 〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号 TEL 072-438-6501
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	泉佐野税務署 〒598-8503 泉佐野市日根野3683番地の1 TEL 072-462-3471
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車(三輪・四輪)	廃車手続き・名義変更		☐	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所 〒594-0031 和泉市伏屋町1丁目13番3号 TEL 050-3816-1842 (コールセンター)
	普通自動車・二輪車 (125ccを超えるもの)	廃車手続き・名義変更		☐	大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 〒594-0011 和泉市上代町官有地 TEL 050-5540-2060 (自動車手続きヘルプデスク)
	特別永住者証明書・在留カードを所有していた方	返納		☐	大阪出入国在留管理局 審査管理部門 〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目29番53号 TEL 0570-064259 (ナビダイヤル) 内線番号210
	厚生年金を受給している方	未支給年金請求・遺族厚生年金請求		☐	最寄りの年金事務所まで相談・手続きは可能です。 【管轄年金事務所】貝塚年金事務所 〒597-8686 貝塚市海塚2丁目8番3号 TEL 072-431-1122
	共済年金を受給している方	未支給年金請求・遺族共済年金請求		☐	各共済組合

市役所での手続き

印鑑登録をしている

手続きおよびカード返納の必要はありません。ご自宅でハサミを入れて処分してください。

マイナンバーカードおよび通知カードを持っている

手続きおよびカード返納の必要はありません。相続などの手続きでマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、必要がなくなるまで保管しておいてください。



国民年金に加入している

手続き・持ち物

国民年金の手続き

- 遺族基礎年金の請求 ● 寡婦年金の請求 ● 死亡一時金の請求
- ☐ 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ☐ 亡くなられた方の死亡診断書写し
- ☐ 請求者となる方のマイナンバーカード
- ☐ 請求者となる方の預貯金通帳
- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)

受付窓口

国保年金課

期限

- ▶ 遺族基礎年金: 死亡日の翌日から5年以内
- ▶ 寡婦年金: 請求者となる方が65歳になるまで
- ▶ 死亡一時金: 死亡日の翌日から2年以内

国民年金のみを受給している

手続き・持ち物

● 未支給年金請求 ● 遺族基礎年金請求

- ☐ 亡くなられた方の年金証書
- ☐ 亡くなられた方の死亡診断書写し
- ☐ 請求者となる方のマイナンバーカード
- ☐ 請求者となる方の預貯金通帳
- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)

受付窓口

国保年金課

期限

- ▶ 未支給年金: 亡くなられた方の年金支払い日の翌月1日から5年以内
- ▶ 遺族基礎年金: 死亡日の翌日から5年以内

国民健康保険に加入している

世帯主の方が亡くなられたときは世帯全員の国民健康保険資格確認書などをお返してください。葬祭費は喪主の方、世帯主の方が申請することができます。葬儀を執行していない場合は申請できません。また、葬祭費や高額療養費などの支給については申請が必要です。自動的に支給されるものではありません。

手続き・持ち物

国民健康保険の手続き

- 保険料に関する相続人代表届・精算
- 各種証の返納
 - ☐ 各種証
 - ☐ 窓口で手続きをする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- 葬祭費の支給申請
 - ☐ 亡くなれたことを確認できる書類(死亡届、死亡診断書、埋火葬許可証、戸籍謄本等のコピーなど)
 - ☐ 振込先口座(申請者名義)のわかるもの
 - ☐ 葬祭執行者及び葬儀を行ったことが確認できるもの(葬儀費用の領収書など)
- 高額療養費の支給申請
 - ☐ 亡くなれた方との続柄がわかる書類(戸籍謄本など)
 - ☐ 振込先口座(申請者名義)のわかるもの
- その他療養費の支給申請
 - ☐ 医療機関に支払った領収書
 - ☐ 亡くなれた方との続柄がわかる書類(戸籍謄本など)
 - ☐ 振込先口座(申請者名義)のわかるもの

受付窓口

国保年金課

期限

- ▶ 各種証の返納: 死亡日から14日以内
 - ▶ 葬祭費の支給申請: 葬儀が行われた日の翌日から2年以内
 - ▶ 高額療養費の支給申請: 診療を受けた日の属する月の翌月初日から2年以内
 - ▶ その他療養費の支給申請: 支払いをした日の翌日から2年以内
- ※ 期間を過ぎると時効となり、支給されません。支給申請される場合は、必要書類が整いましたらできる限りお早目に手続きを行ってください。

後期高齢者医療制度に加入している

喪主の方が葬祭費を申請することができます。葬儀を執行していない場合は申請できません。また、葬祭費や高額療養費などの支給については申請が必要です。自動的に支給されるものではありません。

手続き・持ち物

後期高齢者医療制度の手続き

- 保険料に関する相続人代表届・精算
- 各種証の返納
 - 各種証
 - 窓口で手続きをする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- 葬祭費の支給申請
 - 亡くなられたことを確認できる書類(死亡届、死亡診断書、埋火葬許可証、戸籍謄本等のコピーなど)
 - 振込先口座(申請者名義)のわかるもの
 - 葬祭執行者及び葬儀を行ったことが確認できるもの(葬儀費用の領収書など)
- 高額療養費の支給申請
 - 亡くなられた方との続柄がわかる書類(戸籍謄本など)
 - 振込先口座(申請者名義)のわかるもの
- その他療養費の支給申請
 - 医療機関に支払った領収書
 - 亡くなられた方との続柄がわかる書類(戸籍謄本など)
 - 振込先口座(申請者名義)のわかるもの

受付窓口

国保年金課

期限

- ▶ 各種証の返納: 死亡日から14日以内
 - ▶ 葬祭費の支給申請: 葬儀が行われた日の翌日から2年以内
 - ▶ 高額療養費の支給申請: 診療を受けた日の属する月の翌月初日から2年以内
 - ▶ その他療養費の支給申請: 支払いをした日の翌日から2年以内
- ※ 期間を過ぎると時効となり、支給されません。支給申請される場合は、必要書類が整いましたらできる限りお早目に手続きを行ってください。

65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

介護保険の手続き

- 介護保険被保険者証などの返還 ● 保険料に関する相続人代表届・精算
- 振込口座の変更
- ☐ 介護保険被保険者証・負担割合証・限度額認定証
- ☐ 相続人代表者の口座がわかるもの
- ☐ 相続人代表者の認印

受付窓口

介護保険課

期限

介護保険被保険者証などの返還は、速やかに
還付金の受取は、死亡日から2年以内

高額介護サービス費等の支給を受けている

手続き・持ち物

- 振込口座の変更
- ☐ 相続人代表者の口座がわかるもの
- ☐ 相続人代表者の認印

受付窓口

介護保険課

期限

速やかに

市税(市府民税・固定資産税・軽自動車税)を納めている

相続人の中から市税の納税通知書などを受け取る「相続人(現所有者)代表者」を届け出てください。また、既に相続人(現所有者)代表者となっている方が亡くなられた場合は、「相続人(現所有者)代表者変更届」の手続きが必要となります。

※亡くなられた方が土地・家屋を共有で所有し、その代表となっている場合には、「共有物件代表納税義務者」の変更の手続きが必要となります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- 相続人(現所有者)代表者の指定
- ☐ 相続人であることが分かる書類(戸籍謄本など)または法定相続情報一覧図の写し
- ☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証など)

受付窓口

税務課

期限

速やかに

未登記家屋を所有している

亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合に、ご名義を変更する手続きです。(登記されている家屋の所有者変更は法務局へ申請してください。)

手続き・持ち物

● 未登記家屋の名義変更

- ☐ 遺産分割協議書(写し)または新名義人の実印及び印鑑証明書
- ☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証など)

受付窓口

税務課

期限

速やかに

口座振替で納税している

亡くなられた方が登録している市税の振替口座の廃止手続きおよび相続人における振替口座の新規登録手続きです。

手続き・持ち物

● 口座振替の変更または廃止など

- ☐ 新規登録(通帳、印鑑、キャッシュカードなど)
- ☐ 廃止手続き(特に必要なし)

受付窓口

税務課

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

亡くなられた方が原動機付自転車や小型特殊自動車を所有している場合、変更などの手続きが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

手続き・持ち物

● 廃車手続き・名義変更

- ☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)
- ☐ 原動機付自転車等申告済証(標識交付証明書)
- ☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証など)
- ☐ ナンバープレート(※廃車手続きの場合)

受付窓口

税務課

期限

速やかに

次のいずれかを所有している 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

● 各種障害者手帳の返納

□ 各種障害者手帳

受付窓口

地域共生推進課

期限

特になし

次のいずれかを受給している 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

手続き・持ち物

● 死亡届 ● 未支払請求

□ 未支払請求(配偶者・扶養義務者の振込先がわかるもの)

受付窓口

地域共生推進課

期限

死亡日から14日以内

特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

状況によって必要な書類が異なるため、担当窓口にお問い合わせください。

受付窓口

地域共生推進課

期限

死亡日から14日以内

重度障害者医療費助成を受給している

手続き・持ち物

● 受給資格喪失届 ● 振込口座の変更

□ 重度障害者医療証

□ 受取人(相続人)の口座がわかるもの

受付窓口

地域共生推進課

期限

死亡日から14日以内

緊急通報装置の貸与を受けている

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去・返還
- 緊急通報装置本体・付属品

受付窓口

地域共生推進課

期限

速やかに

高齢者介護用品(紙おむつ)の給付を受けている

手続き

- 給付辞退の届出

受付窓口

地域共生推進課

期限

速やかに

高齢者世帯の水道料金減免を受けている

手続き

- 受給資格喪失の届出

受付窓口

地域共生推進課

期限

速やかに

特殊詐欺対策機器の貸与を受けている

手続き・持ち物

- 特殊詐欺対策機器の撤去・返還
- 特殊詐欺対策機器本体・付属品(コード)
- 名義変更(65歳以上の同居者が引き続き貸与を希望する場合)

受付窓口

自治振興課

期限

速やかに

児童手当の支給対象児または受給者である

手続き

児童手当支給対象の児童の方

- 受給事由消滅または額改定

児童手当を受給している方

- 受給事由消滅および未支払請求認定請求

その他対象者により必要書類が異なりますので、担当窓口にご相談ください。

受付窓口

子育て支援課 児童係

期限

受給資格者及び支給対象児童の死亡日から15日以内に届出が必要

児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き・持ち物

児童扶養手当支給対象の児童の方

- 資格喪失または額改定

児童扶養手当を受給している方

- 未支払請求

児童扶養手当証書をお持ちください。

その他対象者により必要書類が異なりますので、担当窓口にご相談ください。

受付窓口

子育て支援課 児童係

期限

受給資格者の死亡日から14日以内に届出が必要

こども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成を受給している児童または保護者である

お手持ちの医療証を持って窓口までお越しください。

※こども医療費助成は医療証の返却のみです。

手続き・持ち物

受給している方

- 資格喪失届

受給している方の保護者

- 健康保険の変更

健康保険の変更がある場合は、お手持ちの医療保険資格情報が確認できるもの(資格情報のお知らせなど)をご持参ください。

受付窓口

子育て支援課 児童係

期限

ひとり親家庭医療受給者の死亡日から14日以内に届出が必要

相続登記、 済ませていますか？

2024年4月1日から
「相続登記」が義務化されました。

初回相談は無料です

(※来所での予約相談に限ります)

相続登記は司法書士にお任せください

ご相談の流れ

- 1 予約受付電話 072-469-0220 にお電話ください。**
[平日9時から5時まで]
- 2 来所して相談を受けてください。お見積りを提出いたします。**
※固定資産税納税通知書、または、固定資産評価証明書をご持参いただければ、即日お見積りが可能です。
ここまでは無料

泉佐野センタービル (サウスコア21 7階) に事務所がございます。



司法書士・行政書士
さの中央合同事務所
SANO Central Combined Office

司法書士・行政書士

道下 謙太郎
(登録番号 大阪2435号)

〒598-0012 大阪府泉佐野市高松東1丁目10番37-705号

泉佐野センタービルサウスコア21 7階

代表電話番号

072-469-0220



泉佐野駅
徒歩3分



泉佐野市の公立小学校・公立中学校に在籍している児童・生徒の保護者である

手続き

● 保護者の変更

受付窓口

学校教育課

期限

速やかに

上水道

手続き

● 水道の閉栓・名義変更 **電話にて手続き可能です。**

受付窓口

上下水道局 経営総務課(TEL 072-467-2800)

期限

速やかに

市営住宅に入居している

名義変更(入居者の地位の承継)は、亡くなられた時に同居していた方が引続き居住したいときに、市条例などの規定に該当する場合のみとなります。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。

手続き

住宅を返還する場合 ● 市営住宅返還届など

住宅の名義を変更する場合 ● 市営住宅名義変更承認申請書など

同居している方が亡くなられた場合 ● 同居者異動届など

受付窓口

泉佐野市営住宅管理センター(TEL 072-447-8977)

期限

速やかに

ごみの処理(持込)が必要である

手続き

● 一般廃棄物搬入証明書

受付窓口

環境衛生課

期限

一般廃棄物搬入証明書記載の有効期限

あなたの大切な方の遺品を まごころこめて整理します



遺品 とは

遺品とは亡くなった方の「身の回りのもの」・「日常的にお使いになっていたもの」
「家族のために遺した財産」など、その人にゆかりのあるものすべてを指します。

何かと慌ただしくて、
遺品整理する時間が
とれない…



家族だけで
遺品整理をするのは
精神的・肉体的に
きつい…



**そんなお悩みのある方は、
ぜひ株式会社Sunny GROUPに
お任せください。**

当社は、一つひとつのご遺品にしっかりと向き合い、
その想いによりそったサービスを提供いたします。

「亡くなられた方の
大切な品物を、
責任持って丁寧に」を
心がけております。



＼ 遺品整理から、その先まで ＼
Sunny GROUPにお任せください！

地域密着型企业です！

▶ 泉佐野市を中心に、地域の皆さんのお悩み解決に努めています！

家屋の解体までお任せ！

▶ 専門の業者と提携
してサポートさせ
ていただきます！



不用品の買取にも対応！

▶ お片づけ後の不要
品の買取もお任せ
ください！



ぜひお気軽に
お問い合わせ
ください。

株式会社 Sunny GROUP
☎072-477-2049

お問い合わせは
こちら



ホームページは
こちらから



〒598-0021 大阪府泉佐野市日根野3726-1 営業時間 9:00～18:00/年中無休

■古物商許可番号 第622140197063号/遺品整理士IS23656号 ■遺品整理に際して出た不用品は、一般廃棄物収集運搬業許可を得ている企業と提携し、法令に則って処理しています。

市営墓地の使用者である

手続き

● 墓地の承継などの届出

受付窓口

環境衛生課

期限

速やかに

犬を飼っている

手続き

● 所有者の変更届

受付窓口

健康推進課

期限

次の所有者が決まり次第、速やかに担当課へご連絡ください。

森林を所有している

手続き・持ち物

● 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

☐ 森林の土地の位置を示す図面

☐ 登記事項証明書など

受付窓口

農林水産課

期限

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、遺産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

農地を相続された

手続き・持ち物

● 農地の権利(所有権・小作権など)を取得したときの届出

☐ 遺産分割協議書(写)(小作権の場合※あれば)

受付窓口

農業委員会事務局

期限

▶ 所有権の場合: 登記完了後速やかに
▶ 小作権の場合: 遺産分割協議後速やかに

**相続登記の義務化が
始まりました**

預貯金

株式

不動産名義変更

生命保険

相続手続き お困りではないですか？

**相続手続きは司法書士に
お任せ下さい！**

弊事務所では相続手続きに関して、**不動産の名義変更**から、**預貯金**、**株式**等に関する手続きも一括引受けいたします。
面倒な戸籍の収集等も弊事務所で行います。

また **各種専門家への窓口**の役割もいたします！

例：遺品整理業者、税理士、不動産会社 等、
各種専門家のご紹介もいたします。



**相談
無料**

ご相談は無料 です。まずはお気軽にお問合せください！

フジモト司法書士事務所

〒590-0403 大阪府泉南郡熊取町大久保中 1-9-13

【ご相談無料】 ☎ **072-488-7431**

出張相談 OK

営業時間 6:30~20:00 土日祝日も営業

アクセスは
こちらから



ご遺族メモ

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 泉 佐 野 市 長

委任する人 住所

氏名(自署)

印

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日

平日昼間の連絡先 () ー

(委任事項)

私は の死亡に伴う下記の

- ☐ 住民票・住民記載事項証明の交付請求および受領
- ☐ 戸籍証明書の交付請求および受領
- ☐ 固定資産税(評価・公課)証明書または名寄台帳の交付請求および受領
- ☐ 住民税に関する手続
- ☐ 所得証明の交付請求および受領
- ☐ 原動機付自転車などの廃車・名義変更手続
- ☐ 市税口座振替の変更・廃止などの手続
- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金の各種手続きおよび受領
- ☐ 介護保険の各種手続きおよび受領
- ☐ 市営住宅の返還・名義人の変更・同居者の異動などの届出など
- ☐ その他(具体的な手続きを記入してください。)

に関する権限について、下記の者を代理人として委任します。

代理人 住所

(窓口に来られる人) 氏 名

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日

平日昼間の
連絡先 () ー

《注意事項》

①委任状は、本人が作成し必ずご自分で署名、捺印したうえで受任者にお渡しください。

委任状の偽造または偽造した委任状の行使をしたときは、刑法159条、161条により罰せられます。

②代理人の本人確認をするため、官公庁が発行する本人確認書類(住所・氏名が記載された有効期限内のものに限る。)を持参してください。

泉佐野市役所の案内

(令和7年7月現在)

住所

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

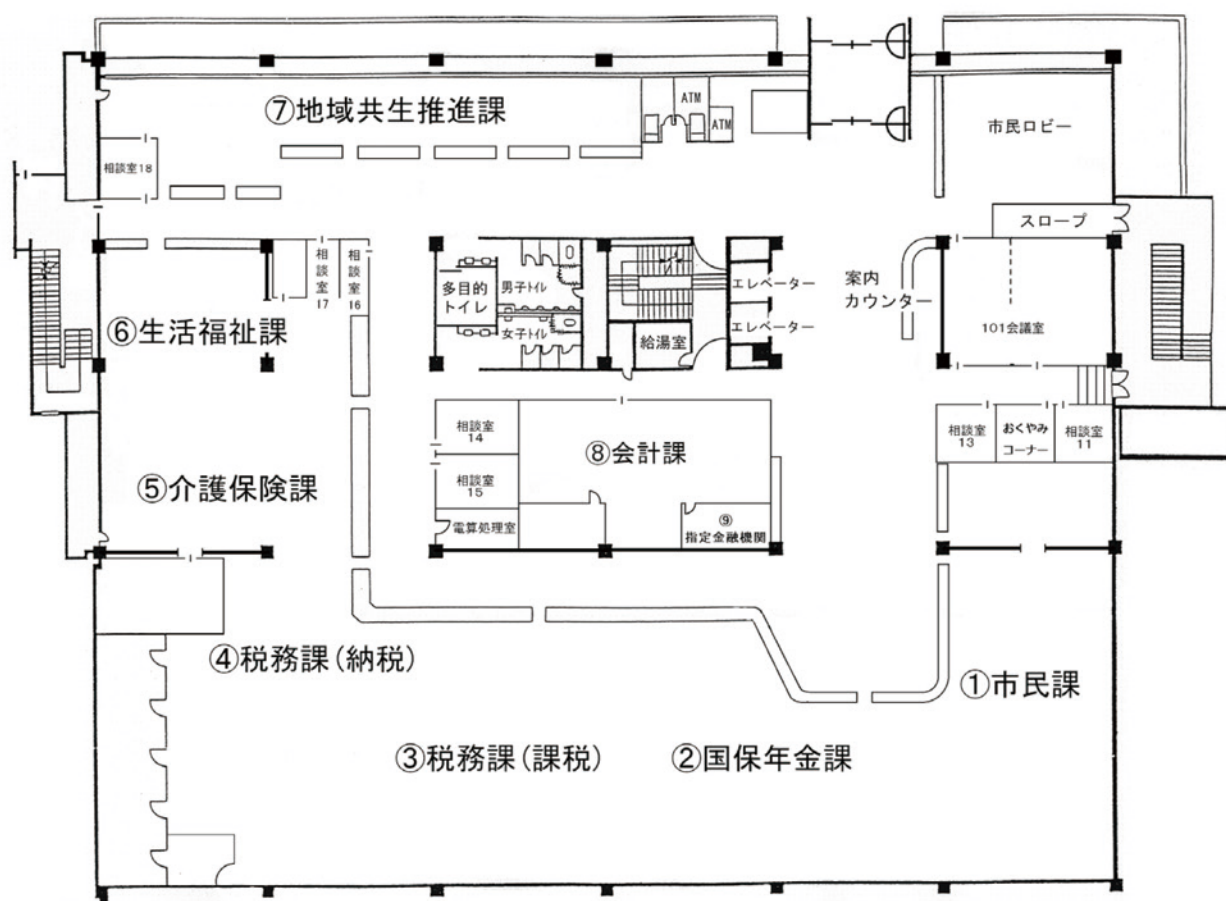
電話番号

072-463-1212(代表)

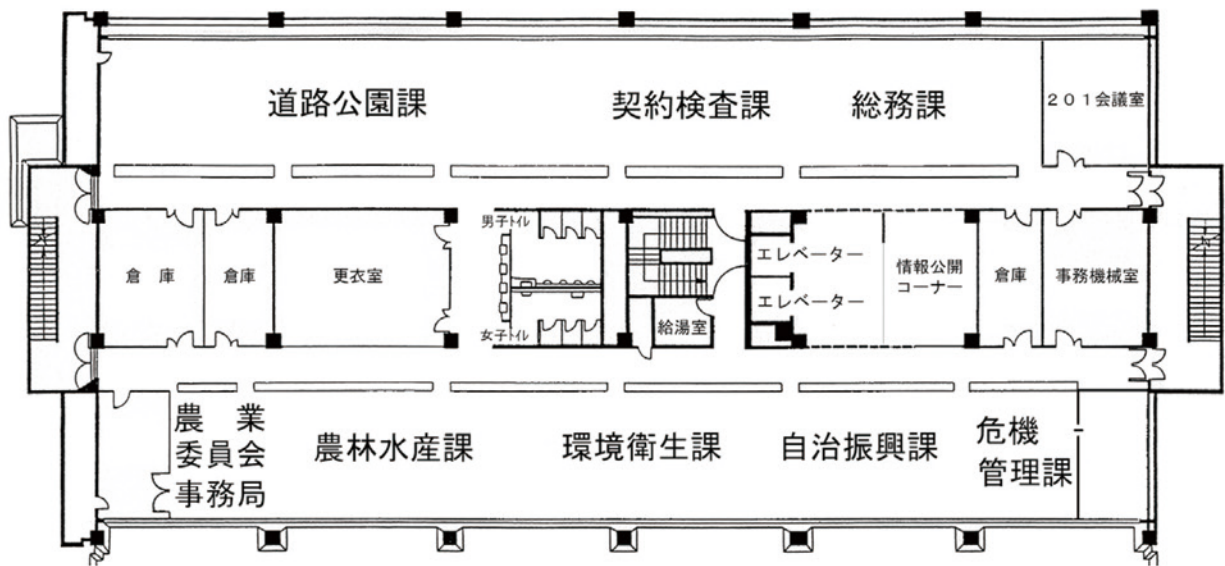
開庁時間

月～金(土日、祝日、年末年始を除く)
午前8時45分～午後5時15分

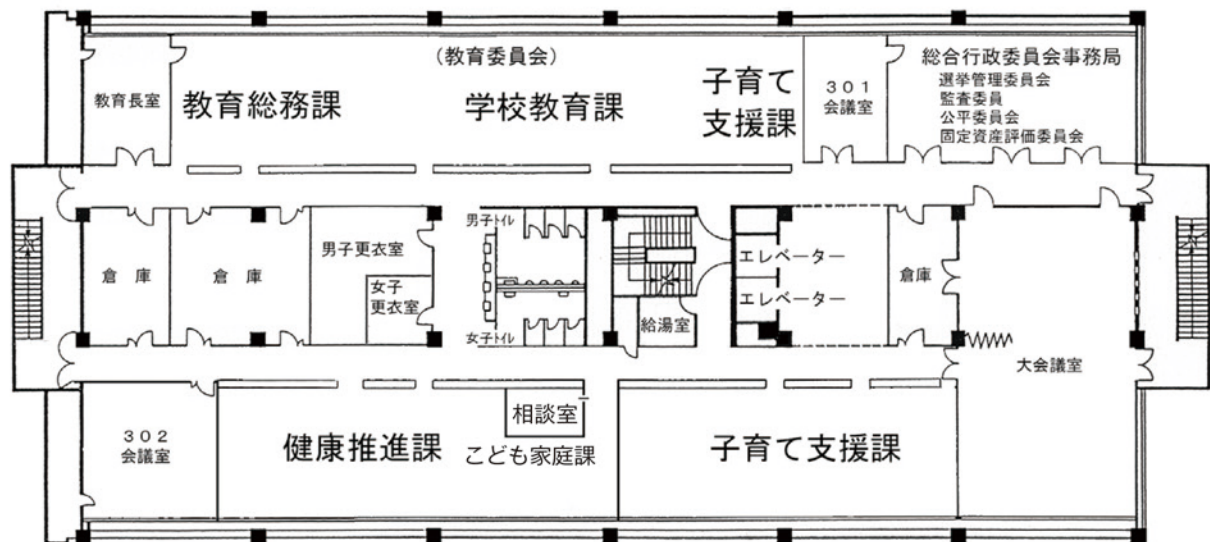
フロアマップ 庁舎1階



フロアマップ 庁舎2階



フロアマップ 庁舎3階



建築住宅課・泉佐野市営住宅管理センターの場所

(令和7年7月現在)

住所

〒598-0048

泉佐野市りんくう往来北1番地 りんくうタウン駅ビル東棟2階

電話番号

・建築住宅課 072-447-8123

・泉佐野市営住宅管理センター 072-447-8977

アクセス

●コミュニティバスをご利用の方

いずみさのコミュニティバス「りんくう総合医療センター」バス停より徒歩約5分

▶バス停から府道29号大阪臨海線をりんくうタウン駅方面へ進み、臨海北交差点を国道481号に沿って左折し、交差点付近のエレベーター又は階段を利用し、りんくうタウン駅ビル東棟2階へお越してください。

●電車をご利用の方

JR・南海「りんくうタウン駅」改札口より
徒歩約2分

▶りんくうタウン駅の改札口を出て左へ進み、つきあたりのクリニックを右折後すぐに左折すると、調剤薬局のとなり
に事務所がありますのでそちらにお越しください。

●車をご利用の方

▶専用駐車場はありませんので、周辺の公共駐車場等をご利用ください。





樹木葬 サハヤ
60万円(税込)から(2名ご契約)

宗教法人極楽寺 関西聖地霊園

〒598-0022 大阪府泉佐野市土丸1503番地

☎(072)459-7711 年中無休



お墓・建築石材など石材専門店



株式会社 石常石材店

〒598-0006 大阪府泉佐野市市場西1丁目12-1

☎(072)462-1308



上下水道局案内図

(令和7年7月現在)

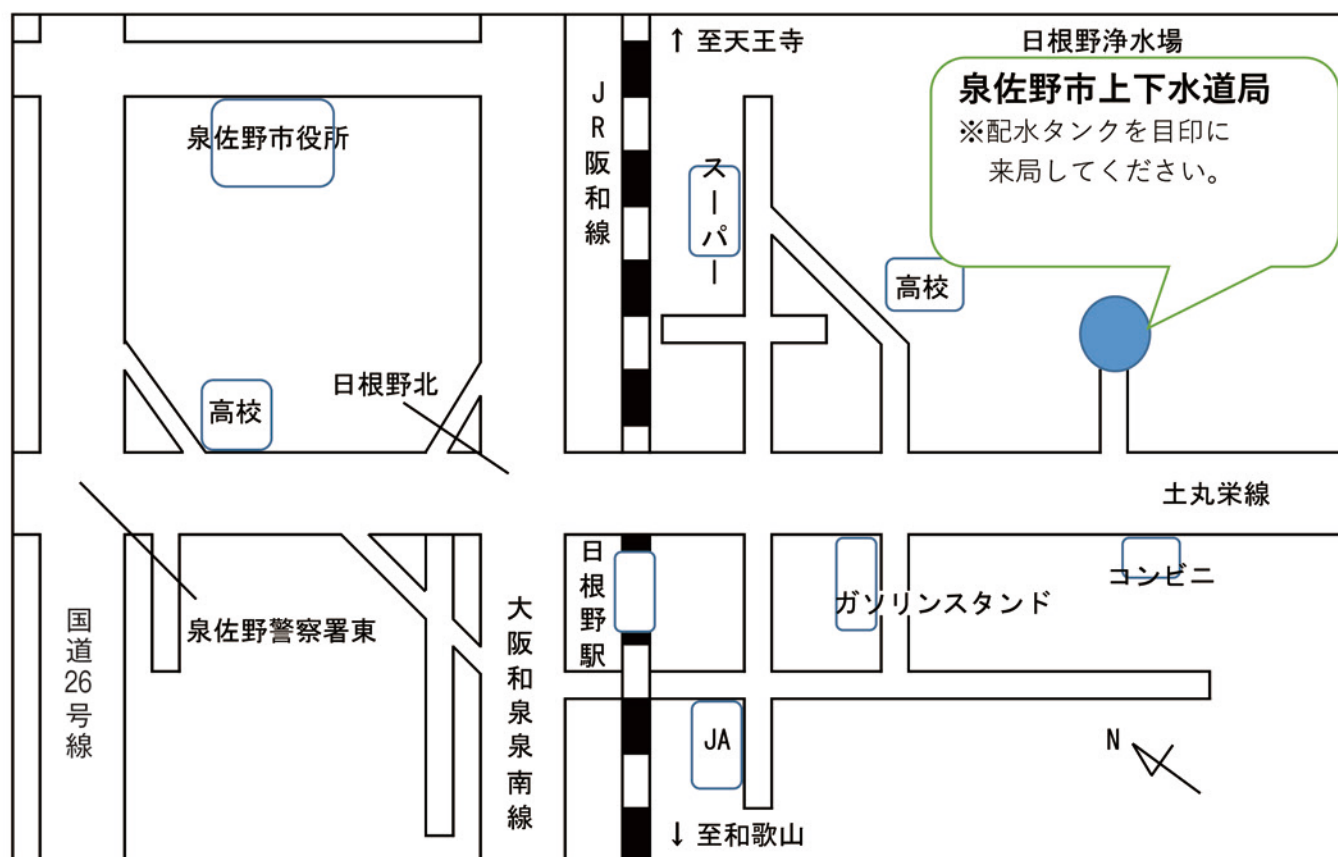
上下水道局の場所は市役所本庁付近ではなく、日根野になりますのでご注意ください。

住所

〒598-0021
泉佐野市日根野1928番地

電話番号

072-467-2800(上水道)
072-450-2222(下水道)





親族葬・家族葬も

浦田会館

お葬儀前から、お葬儀後まで、各種対応致します。

- ・後返しギフト
- ・本位牌
- ・お仏壇
- ・お墓
- ・お葬儀費用のお見積もり、施行
- ・お片付け
- ・相続関係 等



安心その1
ご利用しやすい
安心価格

安心その2
分かりやすい
プラン設定

安心その3
一日一組の
貸切ホール



**お葬式
ご利用**

**お供え
ご利用**

**お仏壇
ご購入**

最大10倍
の方 **さのぽポイント**

現金払いの場合、進呈となります。

+2倍 事前相談有りの方・リピーターの方
喪主または本人が長滝墓地管理契約有りの方

+10倍 他社会員ご解約の方
冤田地区限定:泉佐野市だんばら斎場へご入場の方

+5倍 喪主又は本人が、長生会、ライオンズクラブ、商工会議所、青年会議所の会員の方

※重複して最大10倍までの進呈となります。 ※お申出ベースとなります。 ※シンプルプラン含めた、シンプルプランより上位プランの方が対象となります。

親族葬・家族葬も
浦田会館

☎050-2018-8835

【事前・事後相談のOne's home】〒596-0005 大阪府岸和田市五軒屋町16-11 2F

【長 滝 駅 前 本 館】〒598-0034 大阪府泉佐野市長滝984-1
【日根野てらすホール】〒598-0021 大阪府泉佐野市日根野4198-1
【岸 貝 て ら す ホール】〒597-0033 大阪府貝塚市半田505

☎072-465-0042
☎072-464-0023
☎0120-65-4198

HP <https://urata-kaikan.co.jp/>

浦田会館 公式

検索



この度は、お悔やみ申し上げます。

相続・不動産にまつわる
お悩みを一括サポート

情報都市

相続不動産に関するお悩みは 情報都市 にお任せください

相続にまつわる手続きを ワンストップで解決

こんなお悩みございませんか？

- 「相続した不動産、どうすればいいかわからない…」
- 「遠方に住んでいて、なかなか手続きが進まない…」
- 「不動産の売却や活用について相談したい」
- 「専門家に任せて、安心して手続きを進めたい」

解体補助金
申請

不動産の
名義変更
(相続登記)

売却・活用
サポート

遺品整理

遺産分割協議
の
サポート

まずは、お気軽にご相談ください。
専門家が丁寧にお話を伺い、
最適な解決策をご提案いたします。

- 情報都市は泉佐野市で創業40年
- 地域に根ざした不動産売買実績多数
- 宅地建物取引士10名、遺品整理士1名在籍

大阪府知事(10)第28028号／宅地建物取引業



フリーダイヤルまたはWEBからご相談いただけます。

☎ 0120-315-104

WEBでのお問合せはこちら

公式サイト: [情報都市](#)



株式会社情報都市 〒598-0001 泉佐野市上瓦屋910-1 受付時間 9:00 ~ 18:00 (定休日: 水曜日)